

うるみん貸室ご利用に伴うご案内

- 年度内(4月～3月末日まで)のご利用分で3カ月先までのご予約が可能です
- 仮予約の際は仮予約後1週間以内に申請書を提出し、利用許可を受けてください
(1週間以内に申請書の提出がない場合には仮予約は自動的にキャンセルとなります)
- 利用許可後、利用料金について請求書が発行されます
 - ・利用料金は原則事前払いとなります

【利用許可の変更又は取消しについて】

- ◎変更する場合 * 条例施行規則第9条1項
 - ・使用予定日の3日前までに変更許可申請書に利用許可書を添えて提出してください
- 取り消す場合 * 条例施行規則第9条3項
 - ・使用予定日の3日前までに取消届に利用許可書又は変更許可書を添えて提出してください
- 利用料金の返還請求をする場合 ※ 条例施行規則第13条
 - 利用料金の返還を受けようとするときは利用料金返還請求書を提出してください。
 - 但し利用料金の返還を受けることができる理由は次のとおりです
 - (1) 天災その他利用者の責めに帰すことのできない事情により利用ができなかった場合には全額を返金
 - (2) 利用を開始する日の3日前までに利用の取消しがあった場合には2分の1を返金

うるま市健康福祉センター条例及び条例施行規則に沿った運用をしてまいります。ご協力いただけますようお願い申し上げます。

うるみん管理室